

○経済産業省告示第十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、令和六年二月二十日から施行する。

令和六年二月二日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一〇四 〔略〕 五 居住者による非居住者との間で行う特定資本	一〇四 〔略〕 五 居住者による非居住者との間で行う特定資本

取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格がその上限価格を超える購入に関連するもの（当該特定資本取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この号において同じ。

取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格がその上限価格を超える購入に関連するもの（当該特定資本取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を

）を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）を除く。）

提示することができる場合若しくは当該特定資本取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。）

備考 「略」	備考 表中の「」は注記である。	備考 「略」